

県産農産物販売促進特別対策事業補助金にかかるQ & A

No	区分	質疑事項	質疑回答
1	全	公募要領に示されている6つの取組の他、お店のオリジナルの取組も補助対象となるのか。	公募要領、実施要領及び交付要綱に記載した6つの取組に限って補助対象としています。
2	全	県産農産物を仕入れたことについて、どのように確認されるのか。	実績報告書に添付することとなっている納品書に、県産である旨を購入先(卸業者等)から記載してもらうなどにより明確にしてください。証明できない場合には補助対象外となりますので、ご注意ください。
3	全	事業実施の際には、県からどのような協力を受けられるか。	事業実施主体が作成するチラシやポスターに使用できる知事メッセージ、ロゴマークを素材として提供します。また、のぼり、ミニのぼりを貸与します。
4	全	キャンペーンに参加するに当たり、自社でチラシや展示POPなどをデザインし作成したい。統一的なキャッチコピーやマークはあるか。	標準的なロゴマークを使用したデザインがあります。 ※「県産農産物販売促進特別対策事業について 2支援内容」をご確認ください
6	量販 飲食	複数店舗を持つ事業者において、店舗を限定して当該キャンペーン実施することは可能か。	可能です。
5	全	当該事業の補助対象経費に、商品の仕入の際に支払った消費税を含めてよいか。	補助金申請時に仕入控除税額が明らかになっていない場合は、消費税を含む額で交付申請できます。しかし当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、知事に報告の上、返還する必要があります。(消費税の申告義務がない方や、簡易課税方式による申告をしている方は、返還の必要はないことから消費税を含んだ額で申請して下さい。)
6	全	キャンペーン終了後と同時に、県産農産物の取り扱いをやめてもよいか。	事業は県産農産物の販路拡大を図ることを目的としています。キャンペーン終了後も、実情に応じて県産米をはじめ県産農産物の継続的な使用に努めていただきますようお願いいたします。
7	全	PR資材の作成に当たり、当社のスタッフがデザインを行うつもりだが、この場合の人件費等も補助対象か。	人件費などの費目は補助対象外とさせていただきます。なお補助対象となる費目は、交付要綱で確認できます。
8	全	キャンペーンに用いる県産米は指定銘柄はあるか。	埼玉県産であれば対象となります。銘柄の指定はありません。
9	全	キャンペーンの実施店舗は、県内店舗のみ又は一部地域の店舗のみとすることは可能か。	可能です。各事業者の実状に応じてキャンペーンを企画してください。
10	全	県産農産物を、子会社や関連会社から仕入れる場合にも補助対象となるのか。	補助対象となりますが、「補助事業における利益等排除」の考えに従い、仕入れ企業の利益とみなされる部分は補助対象外となります。
11	ポイント	値引きやクーポン券を発行した場合に、ポイントキャンペーンの補助対象となるか。	補助対象外です。当該事業は、お店が付与するポイントを利用したキャンペーンになり、ポイント増額分を補助対象としています。
12	飲食 弁当	特別メニューや特別弁当の食材費の補助は、県産農産物の購入費(仕入額)に対して補助が受けられるのか。	購入費(仕入額)全額ではなく、特別メニューや特別弁当として販売した分に対する購入額(仕入額)となります。
13	飲食	普段から県産農産物を提供しているが、新メニューの開発は間に合わない(お米を仕入れることは難しいので)、PR費用のみ申請したいが補助対象となるか。	PR費のみでも申請できます。また希望に応じて、販促資材の提供を受けることも出来ます。
14	飲食	飲食店が、ポイントキャンペーンを行っている量販店や米増量キャンペーンを行っている直売所から、県産米を購入して、店で提供した場合、食材の補助対象となるか。	補助対象が重複してしまうので、飲食店が補助対象経費からポイント相当分や増量分を差し引いた上で申請(実績報告)出来るのであれば、補助対象とします。
15	全	キャンペーンの実施状況等の確認をするのか。	実績報告時に、キャンペーン時の様子の写真を提供いただきます。また、県職員が店舗に伺って確認する場合があります。
16	ポイント	交付申請に当たり、特設コーナーの確認はどのように行うのか。	特設コーナーの場所を書き込んだ、対象店舗の地図(平面図)を申請書類に添付していただきます。
17	ポイント	キャンペーンの実績報告はどのように行うのか。	売上伝票の他に対象店舗のキャンペーンの実施状況(特設コーナー)を1日に1枚以上写真撮影を行ってください。実績報告の際に、写真を提出してください。
18	ポイント	県産農産物販売促進特別対策事業の要件の「量販店など小売業の店舗でのポイントキャンペーン」の1の(4)のカッコ内の原則とは何か	原則とは、キャンペーン実施店舗における特設コーナー1か所当たりの敷地面積を3平方メートルとしています。 天候などの状況により野菜等の仕入れが困難であるなど県産農産物を10品目以上集荷できない場合や店舗の規模により3平方メートルの確保が困難な場合は、県と協議し、品目数及び特設コーナー設置面積について設定することができるものとします。
19	PR経費	補助要綱上、PR経費として補助対象としている費目は、消耗品費、印刷費に限られるが、デザイン費や新聞折込、ポスティングなどの費用は計上できないのか。	効果的なPRを行うために、印刷費の範囲を広く捉え、校正・デザイン費、新聞折込費、ポスティングなど役務費等に当たるようなものも補助対象とします。
20	PR経費	当初の計画通りチラシ作成やPOPを作成し、県産農産物のPRを行なったが、コロナ禍での時短営業の中でのキャンペーンとなってしまう、当初の見込みより売上が上がらなかった。この場合も補助金総額(確定額)の1割までしか補助対象として、認められないか。	本キャンペーン期間がまん延防止期間に当たり客足が伸びなかったことを鑑みて、補助金申請時(交付決定時)に予定していたPRを行った場合は、交付決定時のPR経費補助相当額を上限とし、実績報告書に計上いただいても差し支えないこととします。

追加

追加